ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ １～３の全項目について、該当するものに〇を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

件名　シンガポール市場における動画を活用したドライブ旅行の魅力発信事業

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ １段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○ ２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○ ３段階目の認定を取得している。　【　該当　・　該当しない　】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「くるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○ 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３．青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

令和３年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印